

第2号議案 2010年度収支決算報告並びに資産状況 会計 市川知恵子・田辺 光子
会計理事より、通常総会議案書「第2号議案」2010年度収支決算報告並びに資産状況、貸借対照表、正味財産増減計算書、財務諸表に対する注記、財産目録に基づき提案説明がなされた。

(特記事項)
当期から「公益法人会計基準」(平成20年4月11日 平成21年10月16日改正 内閣府公益認定等委員会)を採用。

監査報告 監事 加藤 恭子・野瀬久美子
監事より、通常総会議案書「監査報告書」に基づき、社団法人大学女性協会の2010年度(2010年4月1日から2011年3月31日まで)における業務及び会計の監査報告がなされた。

会計監査報告 監事 加藤 恭子
(監査方法と概要)
予算書を参考に、収支について帳簿並びに関係書類の閲覧照合など、必要と思われる監査手続により計算書類の正確性について監査した。

(監査意見)
収支計算書及び財務諸表(正味財産増減計算書、貸借対照表並びに財産目録)は適正に作成されており、本団法人の事業年度の正味財産増減の状況及び事業年度期末現在の財産の状態を正しく示しているものと認める。

事業監査報告 監事 野瀬久美子
(監査方法と概要)
理事会及びその他の会議に出席し、理事からの業務の報告を聴取し、議事録その他関係書類の閲覧など必要と思われる監査方法により、事業計画に基づく業務執行の妥当性について監査した。

(監査意見)
事業報告書の内容は事実であると認める。
理事の職務執行に関する不正の行為、または法令もしくは定款に違反する重大な事実はないと認める。

議長は、第1号議案「2010年度事業報告」についての承認を議場に諮ったところ、異議なく承認可決された。続いて議長は、第2号議案「2010年度収支決算報告並びに資産状況」についての承認を議場に諮ったところ、異議なく承認可決された。

第3号議案 2011年度事業計画案
会長及び各担当理事より、通常総会議案書「第3号議案」2011年度事業計画案に基づき提案説明がなされた。

1. 特記事項「東日本大震災被災地支援事業」について

会長 青木 怜子
短期支援プログラム―緊急に現地の困窮を

救援する義援金として、募金活動を開始。JAUW通常会計から拠出(拠金計上額1,000,000円)。

義援金の届け出先「社会福祉法人宮城県共同募金会」

長期支援プログラム―奨学金を中心とした教育支援事業

事業計画案

1. 調査・研究及び啓発・提言 調査・研究担当 鷺見八重子
2. 国内奨学金の授与・研究奨励のための表彰 奨学担当 岩村 道子

3. 国際奨学金の授与・国際協力のための女性人材育成 国際支援担当 西村寿美子

(2)国際支援事業 2.「国内学生の海外留学の支援」を「学生の国際会議参加への支援」に訂正
4. IFUW並びに国内外の女性団体等との協働 国際ネットワーク担当 牧島悠美子

5. 会報及び図書・資料集等の刊行及び広報 広報・情報担当 端本 和子

6. 会員等の親睦及び啓発 支部担当 小澤 紀子

7. その他会員活動 支部担当 城倉 純子

8. 本部・支部の総会、会議等の開催 書記 宮下 好子

第4号議案 2011年度収支予算案
財務担当理事 中山 正子
財務担当理事より、通常総会議案書「第4号議案」2011年度収支予算案―正味財産増減計算書ベース、正味財産増減計算書ベース(内訳表)に基づき提案説明がなされた。なお、移行認可申請に際しての軽微な変更は会長(理事会)の決定に一任されたいとの提案も併せてなされた。

次に議長は、議場からの質問、意見を踏まえて下記の4点についての確認をした。
(1) 東日本大震災被災地支援義援金の拠出金100万円については、定期的に2011年度収支予算書への計上が難しいので、備考欄に記載する。

(2) IFUW分担金の内訳(公益事業費と一般経費)を明確にする。
(3) 義援金に対する支部からの補助については、支払寄付金(実施事業等会計の共通)に計上する。

(4) 国際支援事業「学生の国際会議参加への支援」と奨学金事業との整合性についての発言を留意する。
議長は、第3号議案「2011年度事業計画案」

についての承認を議場に諮ったところ、異議なく承認可決された。(案)を取る。

次に議長は、第4号議案「2011年度収支予算案」についての承認を議場に諮ったところ、異議なく承認可決された。(案)を取る。

第5号議案 定款の変更の案及び定款関連規程(案)
(案)

副会長 阿部 幸子

阿部副会長より、通常総会議案書「第5号議案」定款の変更の案及び定款関連規程(案)に基づき提案説明がなされた。(定款新旧対照表及び規程新旧対照表参照)

なお、定款の変更の案の軽微な変更は会長(理事会)の決定に一任されたいとの提案と、定款の変更の案及び定款関連規程(案)は、新法人移行登記完了日から施行するものであるとの説明がなされた。

議場から、定款の変更の案第6条「正会員」について「短期大学を含む」の記載がない事に対する異論が出たが、正会員資格については「会員の種別、入会基準等に関する規程(案)」第2条に明記しているという事で理解を求めた。また定款関連規程(案)の中の「支部設置規則(案)」第7条「支部長会」の位置づけについての確認がなされた。

議長は定款第47条に基づき、議場を閉鎖した後に第5号議案のうち「定款の変更の案」について無記名投票による採決を行った。(岡山支部から選挙管理委員として、立会人石田美栄・喜多嶋美枝子、採決要員12名を選出)

結果は下記のとおりである。
賛成票数が730となり、議決票数(出席者の4分の3(566))を上回っており、承認可決された。

第5号議案のうち「定款の変更の案」についての採決結果(数字は票数)

総会出席者

賛成

反対

白票

無効票

委任状出席者

賛成

反対

白票

無効票

出席者合計

賛成合計

反対合計

白票合計

無効票合計

次に議長は、第5号議案「定款関連規程(案)」①支部設置規則及び細則(案) ②会員の種別、入会基準等に関する規程(案) ③入会金・会費規程(案)

(案) ④理事会職務規程(案) ⑤役員報酬等規程(案) ⑥資産管理運用規程(案) ⑦委員会規程及び設置委員会細則(案)について、入会金・会費規程(案)以外の承認を議場に諮ったところ、異議なく承認可決された。入会金・会費規程(案)については第8号議案に於いて審議する。

第6号議案 移行認可申請並びに公益目的支出計画

副会長 阿部 幸子

阿部副会長より、通常総会議案書「第6号議案」移行認可申請並びに公益目的支出計画「移行認可申請書類別紙3：公益目的支出計画」移行認可申請書類等に基づき提案説明がなされた。なお申請に当たっては、正式申請書類等はさらに精査して作成すること、内閣府からの指摘による微細な変更には理事会で対応する旨の説明がなされた。議場からの質問を踏まえて、支部の新たな公益目的事業と継続事業の関連についての確認を行った。

議長は、第6号議案「移行認可申請並びに公益目的支出計画」についての承認を議場に諮ったところ、異議なく承認可決された。
ここで議長は、第7号議案「基本財産の特定資産化及び国際奨学金規程の変更」に入る前に第9号議案「移行後最初の代表理事・業務執行理事の選任」と第10号議案「新規委員会の設置の件」を先に審議する旨を議場に諮ったところ、全員異議なくこれを承認した。

第9号議案 移行後最初の代表理事・業務執行理事の選任

鷺見理事より、通常総会議案書「第9号議案」移行後最初の代表理事・業務執行理事の選任に基づき、定款の変更の案「第21条3項に記載する代表理事及び業務執行理事(副会長2名を含む)の選任(任期は2012年定時総会開会後まで)」について提案説明がなされた。なお、副会長以外の業務執行理事については理事会職務規程第4条2項の定めによること、移行後最初の代表理事・業務執行理事の選任については、新法人移行登記完了日から施行するものであるとの説明がなされた。

議長は、移行後最初の代表理事・業務執行理事の選任を議場に諮ったところ、全員異議なくこれを承認し下記の通り選任可決した。

記

代表理事(会長) 青木 怜子
業務執行理事(副会長) 阿部 幸子
業務執行理事(副会長) 高田 武子
業務執行理事(総務) 桑折 美子
業務執行理事(財務) 中山 正子
業務執行理事(会計) 市川知恵子

第10号議案 新規委員会の設置の件
議長は、通常総会議案書「第10号議案」新規委員会の設置の件」に基づき提案説明がなされた。なお、新規委員会 ①人材育成委員会 ②文化交流委員会(留学生と日本文化を学ぶ会を含む) ③事業委員会のうち、人材育成委員会及び文化交流委員会については、国際奨学・国際支援事業を遂行するため2011年度に設置し、事業委員会については新法人移行登記完了日から施行し、新法人移行登記完了日に現在の財務委員会は廃止とする旨の説明がなされた。

議長は、第10号議案「新規委員会の設置の件」についての承認を議場に諮ったところ、異議なく承認可決された。

〔午後の部〕

I. 議事

第7号議案 基本財産の特定資産化及び国際奨学金規程の変更

副会長 阿部 幸子

阿部副会長より、通常総会議案書「第7号議案」基本財産の特定資産化及び国際奨学金規程の変更」に基づき提案説明がなされた。なお、基本財産の特定資産化及び国際奨学金規程の変更(現行規程の廃止)は、新法人移行登記完了日から施行するものであるとの説明がなされた。なお、廃止に伴う新規規程の制定は、現行規程を基に理事会で行うことを確認した。

議長は、第7号議案のうち「基本財産の特定資産化」についての承認を議場に諮ったところ、異議なく承認可決された。

次に議長は、国際奨学金規程第12条2項に基づき、議場を閉鎖した後に第7号議案のうち「国際奨学金規程の変更」について無記名投票による採決を行った。(岡山支部から選挙管理委員として、立会人石田美栄・喜多嶋美枝子、採決要員12名を選出)

結果は下記のとおりである。
賛成票数が729となり、議決票数(出席者の4分の3(566))を上回っており、承認可決された。

第7号議案のうち「国際奨学金規程の変更」についての採決結果(数字は票数)

総会出席者

賛成

反対

白票

無効票

委任状出席者

賛成

反対

白票

無効票

3 583 601 0 2 0 146 148



乾杯をする懇親会会場

白票 無効票
出席者合計
賛成合計
反対合計
白票合計
無効票合計
第8号議案 事業・会計一元化に伴う会費改定 13 4 3 729 749 13 2

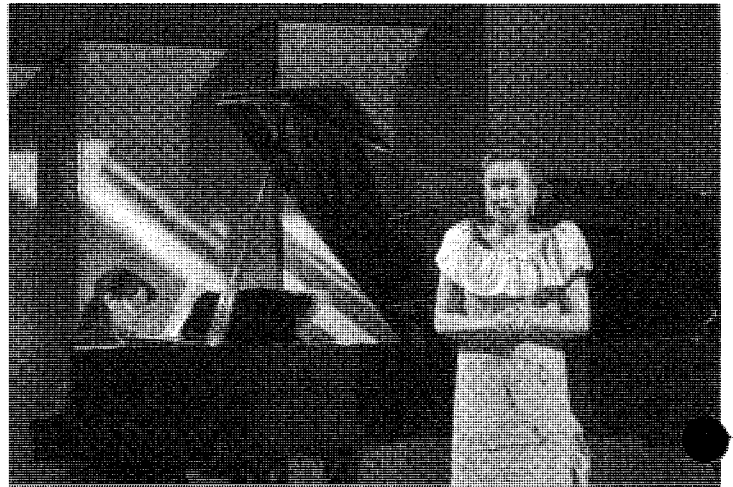
阿部副会長より、通常総会議案書「第8号議案」事業・会計一元化に伴う会費改定」及び通常総会議案書「第5号議案」のうち入会金・会費規程（案）に基づき提案説明がなされた。会費を正会員会費に一元化するため、正会員会費を7,000円とし、そのうちの1,000円を支部への事業費補助金として支部に還付する旨の説明がなされた。なお、事業・会計一元化に伴う会費改定については、新法人移行登記完了日から施行するものであるとの説明がなされた。

議長は、第8号議案「事業・会計一元化に伴う会費改定」及び第5号議案のうち「入会金・会費規程（案）」についての承認を議場に諮ったところ、異議なく承認可決された。

以上をもって通常総会のすべての議案の審議は終了した。

I. 懇談
(1) 支部長・委員長の紹介及び活動について
①谷地森涼子仙台支部長より、東日本大震災被災地の現状と仙台支部会員の近況についての

司会 副会長 阿部 幸子
副会長 高田 武子



岡山ゆかりの歌を歌う出口裕子さんと松下智子さん（ピアノ）

報告がなされた。

引き続き出席各支部長（含副支部長、代理）より支部活動についての報告がなされた。

②会員、国内NGO、女性の地位、教育、社会福祉、国内奨学、国際奨学、文化交流、情報、役員選考各委員会委員長（含代理）より委員会活動についての報告がなされた。

(2) 東日本大震災の被災地支援について 会長 青木 怜子

募金活動への理解と協力をお願い
(3) 2011年度セミナーについて 副会長 高田 武子

テーマ「改めて問う、『市民社会を構成するNGO活動』とは」

日程 2011年10月15日（土）16日（日）
会場 国立女性教育会館（NWEC）研修棟
参加費 3,000円（学生 無料）
内容 1部 支部発表・委員会報告
2部 基調講演者 大西珠枝氏（放送大学学園理事）・パネルディスカッション・全体会議

(4) UWA総会について 牧島悠美子

テーマ「平和構築者としての女性の役割」
日程 2011年11月18日～20日
場所 バンコク

会議の問い合わせ・穂田信子国際委員会委員
参加の問い合わせ・西村寿美子国際支援担当
理事
その他 会長 青木 怜子
VGIF (Virginia Gildersleeve International Fund) への理解と協力をお願い

2011年度 支部長名簿

支部名	氏名
札幌	加藤 好江
函館	吉田 孝子
秋田	川口 百合子
仙台	谷地森 涼子
新潟	小林 裕子
茨城	小高 博子
栃木	増渕 民子
群馬	岡崎 朋美
長野	森 かをる
東京	小澤 紀子
神奈川	伊藤 恵子
静岡	岡山 いづみ
愛知	寺田 純子
金沢	柳生 裕子
福井	山中 川慶子
京都	中村 松佳子
奈良	勢山 村和子
大阪	松真 吉美子
神戸	山吉 早あけみ
岡山	山口 田輝美子
広島	分大 堂喜三子
熊本	岡和 栗方子
福岡	長梅

【敬称略】

2011年度 理事・監事名簿

役職名	氏名
会長	青木 怜子
副会長	阿部 幸子
書記	高田 武子
計	折下 知恵子
計	市川 光子
担	田中 正悠美子
当	牧島 悠重子
務	岩村 道子
担	西村 寿美子
当	端本 和子
事	小澤 純子
務	倉藤 恭久美子
担	加野
当	
事	

【敬称略】

人	材	育	成	委	員	会
時	枝	裕	子			
野	瀬	久	美	子		
鷺	見	八	重	子		
坂	上	栄	美	子		
村	木	晴	子			
平	間	充	い	づ	み	
山	西	村	寿	美	子	

【敬称略】

2011年 セミナー

「改めて問う、『市民社会を構成するNGO活動』とは」

日時：2011年10月15日（土）・16日（日）
場所：国立女性教育会館（NWEC）
〒355-0292 埼玉県比企郡嵐山町菅谷728
TEL 0493-62-6711(代) FAX 0493-62-6720
URL <http://www.nwec.jp/>
JR池袋駅から東武東上線下り急行約60分、武蔵嵐山駅から徒歩12分
関越自動車道練馬IC. から東松山IC. で降り、国道254号線を西に15分
新潟方面からは嵐山小川IC. で降り、国道254号線を東に15分

1部（1日目）10月15日（土）
・13:00～17:00 支部報告、委員会報告
・18:00～20:00 懇親会
2部（2日目）10月16日（日）
・9:00～10:20
基調講演「市民社会を構成するNGO社会」
講師 放送大学学園理事 大西珠枝氏
・10:30～12:30 パネルディスカッション
パネリスト 渋谷典子、中島明子、後藤憲子、城倉純子、大西珠枝（コメンテーター）の各氏
司会 青木怜子大学女性協会会長
・13:30～15:30 全体のまとめ
・16:00 閉会

第54回通常総会開催支部報告

実行委員長 岡崎 優子

岡山での通常総会開催は12年ぶりでした。今回は駅に直結した会場となり、とても便利でした。総会前日、評議員会の後に行われた公開支部懇談会は初めての試みということで、多少心配でしたが多くの会員の参加があり活発な意見交換の場となりました。懇親会は岡山県知事石井正弘氏と岡山市長高谷茂男氏を来賓としてお迎えしました。素敵な会長さん、副会長さん達に囲まれたからでしょうか、お二人とも至極ごきげんで、最後まで参加して下さいました。アトラクションでは、地元のソプラノ歌手、出口裕子さんが竹久夢二作詞の宵待ち草などを情感豊かに歌い、最後に東北の皆さんの心に寄り添い青葉城恋歌とふるさとを全員で合唱しました。

一般社団法人として新しく船出をするための重要な通常総会を迎え、私たち支部会員は緊張しました。投票が2回ありましたが、人数確認、投票用紙の配布と回収そして開票など無事終了し安堵しました。前日に引き続き、本部と仙台支部のバザーを会場の後方で開催しました。次の日の見学会では、購入されたシルクのお洋服を早速かつこうよく着用されたお姿を何人も見かけました。

見学会は、江戸時代の郡会所跡に位置するオリエント美術館から旧岡山城内にあるレストランに移動し最後に旧対面所にある林原美術館を訪れました。オリエント美術館では、館長が美術館建築について講演、館内はエンマー小麦を栽培している屋上まで案内してもらいました。地元会員も未知の遭遇が多々ありました。林原美術館では、館蔵の屏風展を学芸員の説明を聴きながら興味深く鑑賞しました。

通常総会開催の準備、当日のお手伝いに際し、古い支部会員はもちろんですが、最近入会された支部会員が積極的に参加しました。JAUWの全体像が見えたそうです。今後の支部活動に、この岡山パワーが生かされると確信しています。



挨拶をする渡邊岡山支部長

関連規程・細則（案）

支部設置規則（案）

第1章 支部設置の条件

（支部設置の原則）

第1条 各都道府県に必要に応じて支部を設けることができる。

2 都府県には、2つ以上の支部を設けることはできない。

（支部設置の申出）

第2条 会員10名以上の賛同を得た者は、支部設置を本部に申し出ることができる。

（理事会の承認）

第3条 支部を設置し、又はこれを解散しようとするときは、理事会の承認を経なければならない。

第2章 支部の組織

（支部規約）

第4条 支部の組織を定めるため、定款に準じて支部規約を定め、その写し1部を本部に寄託する。

（支部総会）

第5条 支部は年1回、総会を開催する。

（支部長）

第6条 支部長は支部総会において選出する。

2 支部長の任期は2年とし、原則として引き続き2期までは再任を妨げない。

3 前任者の死亡、辞任等により就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。

4 支部長はその任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

（支部長会）

第7条 支部長会を設置する。その内容を細則に定める。

2 支部長は支部長会に出席しなければならない。

第3章 支部の運営

（事業）

第8条 支部は法人の進める事業を推進するほか、独自の事業を行うことができる。

（支部経費）

第9条 支部運営の経費は本部からの交付金、その他の収入で支弁する。

2 事業の必要に応じて、支部は活動費を徴収することができる。活動費を徴収する場合は、その額を支部総会に諮って決定する。

（入会）

第10条 支部が入会の申し込みを受けたときは、定款第6条及び第7条の要件を満たしているかどうかを確認した上、入会申込書の写し（推薦又は紹介者の記載のあるもの）1部を本部に送付する。

2 入会が理事会において承認されたときは、本部は会員カード2通を作成し、その1部を支部に送付する。

3 前項記載の会員カードの送付があったときは、支部はその新入会員を支部名簿に記入する。

（支部の移動）

第11条 支部会員が住所を変更し、そのため他の支部に所属すべきこととなった場合は、支部はその会員の新旧住所を明記して移動先支部長及び本部に、その旨通知しなければならない。

（退会）

第12条 支部が退会の申し出を受けたときは、その旨を本部に通知する。

（報告）

第13条 支部長は別途定められる様式により、毎事業年度、次の事項について理事会に報告し、承認を受けるものとする。

(1) 事業計画及び予算

(2) 事業報告及び決算

（改廃）

第14条 この規程の改廃は、理事会の承認を必要とする。

附則

この規則及び細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人設立の登記の日から施行する。

支部設置規則 細則（案）

（会費の納入）

第1条 支部は会員から会費を徴収し、事業年度開始後2か月以内に一括して本部に納入する。

2 その後に徴収した会費は、できるだけ早く本部に納入する。その期日、方法は支部長に一任する。

（支部事業費）

第2条 正会員会費7,000円のうち、1,000円は本部より支部への交付金として還付される。必要があるときは、支部活動費を徴収し、あわせて支部事業費とする。

（支部長会の設置）

第3条 支部長会を設置する。

2 支部長会は、本部と連携及び協働し、各支部長相互の交流及び支部活動状況などの情報交換を行うことにより、大学女性協会の円滑な運営と、より良い事業の展開の創出に資することを目的とする。

（支部長会の構成）

第4条 理事及び支部長により構成される。支部長が欠席の場合は、代理を立てなければならない。

2 支部長の交代が予定される支部は、次期支部長予定者（候補者）も出席することができる。

3 支部担当理事は、支部長会活動を理事会に報告する。

4 支部長会は必要に応じて理事の出席を求めることができる。

（支部長会の開催）

第5条 会長が招集し、その年度の定時会員総会に関連して支部長会を開催する。

2 支部長会は必要に応じ、年1回以上の懇談会を開催することができる。

（支部長会事務局）

第6条 本部定時会員総会担当支部がその年度の支部長会事務局を運営する。

会員の種別、入会基準等に関する規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、定款第6条、第7条に規定する会員の種別、入会基準等に関して必要な事項を定める。

（種別）

第2条 この法人の会員は、次の3種とする。

(1) 正会員 大学又は旧制専門学校の女性卒業生及び外国の大学の女性卒業生であって、この法人の目的に賛同し、入会した者。

ただし、大学は短期大学（文部科学省が認可するもの）を含む。

(2) 賛助会員 この法人の事業に賛同して入会した者。

(3) 名誉会員 女性の高等教育又は女性の地位の向上に特に功勞があり、理事会の議決をもって推挙され、会員総会で承認された者。

（入会）

第3条 会員になろうとする者は、この法人の会員の推薦を得て、所属支部を定めた上、入会金及び会費を添えて入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 外国の大学女性協会の会員は、客員となることができる。客員になろうとする者は、この法人の会員の推薦、又は紹介を経て、入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

（入会金及び会費）

第4条 この法人の会員は、事業活動に生ずる経費に充てるため入会金及び会費を納めなければならない。入会金及び会費は会員総会の議決をもって別に定める。

2 賛助会員は、入会金を納めることを要しない。

3 名誉会員並びに客員は、入会金及び会費を納めることを要しない。

4 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

（退会）

第5条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

（改廃）

第6条 この規程の改廃は、理事会と会員総会の承認を必要とする。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人設立の登記の日から施行する。

入会金・会費規程（案）

（入会金と会費）

第1条 定款第8条による入会金及び会費は、次の通りとする。

(1) 正会員	入会金	1,000円
	会費	年額7,000円
(2) 賛助会員	会費	年額6,000円

（IFUW会費）

第2条 正会員の会費には、IFUW会費を含むものとする。

2 定款第5条第1項第4号の事業の一部は、このIFUWの会費をもって遂行する。

（納入期日）

第3条 会費は、毎会計年度初めに納入しなければならない。

（改廃）

第4条 この規程の改廃は、理事会と会員総会の承認を必要とする。

付則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人設立の登記の日から施行する。

会費についての本部と支部の申し合わせ事項（案）

1. 正会員会費7,000円のうち、1,000円を支部への事業費補助金（以下「交付金」という。）として支部に還付する。

2. 本部会計は、正会員会費入金後、交付金を速やかに支部へ送付するものとする。

理事会職務規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、定款第23条に基づき、この法人の理事の職務を定め、一般社団法人として理事会の効率的な運営を図ることを目的とする。

（理事）

第2条 理事は、理事会を構成し、法令及び定款の定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

（選任等）

第3条 会長及び業務執行理事は、理事会において理事の中から互選する。

（理事会の業務分掌）

第4条 理事会は、会長、業務執行理事のほかに担当理事を定め、職務を分掌する。

2 会長及び業務執行理事の業務は、以下に定めるものとする。

会長（代表理事） 会長はこの法人を代表し、その業務を執行する。

業務執行理事

副会長（総務担当） この法人に関わる総務を担当し、事務局を統括する。

副会長（企画担当） この法人の事業を企画し、執行する。

総務 総会及び理事会の議事を記録し、法人の文書管理、総務に関する業務を担当する。

財務 この法人の業務・事業に関わる予算

を策定、資産を管理する。

会計 この法人の予算を執行し、経理および決算に関する業務を担当する。

担当理事

総務、会計、調査・研究、国内奨学、国際支援、国際ネットワーク、広報、支部の担当理事を置く。

（報告）

第5条 会長及び業務執行理事は、毎事業年度ごとに4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（改廃）

第6条 この規程の改廃は、理事会の承認を必要とする。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人設立の登記の日から施行する。

役員報酬等規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、定款第27条に規定する役員の報酬等に関して必要な事項を定める。

（報酬）

第2条 この法人の役員（理事及び監事）は、報酬を受けない。

（費用）

第3条 この法人の役員に対し、その職務を行うために必要な費用を支給することができる。支給する費用の基準については、別途細則に定める。

（改廃）

第4条 この規程の改廃は、理事会と会員総会の承認を必要とする。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人設立の登記の日から施行する。

資産管理運用規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、一般社団法人大学女性協会の資産の管理運用指針、管理運用手続等について定め、もって資産の適正かつ効率的な管理運用に資することを目的とする。

（資産の区分）

第2条 この規程で定める管理運用の対象とする資産は、次のとおりとする。

固定資産

特定資産

(1) 事業資金

(2) セミナー・研究等活動資金

(3) 国内奨学金

(4) ホームズ奨学金

(5) 安井医学奨学金

(6) 守田科学研究奨励金

(7) 国際奨学金

(8) 人材育成等資金（若手会員育成金を含む。）

(9) 事務所修繕積立金

（資産の管理運用責任者）

第3条 資産の管理運用責任者は会長とする。

2 会長は、資産の管理運用事務に関し特定の理事を指名して理事会の承認を経てこれに当たらせることができる。

（資産の管理運用基本方針）

第4条 資産は、元本が確実に回収できる方法でなければ運用を行うことができない。

2 前項の運用に当たっては、常識的な運用益が得られる方法により行うものとする。

（運用対象）

第5条 運用の対象は次のとおりとする。

(1) 金融機関等への円建預金

(2) 元本保証の金銭信託

(3) 日本国国債

（運用事務手続）

第6条 第3条2項に定める担当理事は、資産の新たな運用に際して関係役員等との協議を経た後、関係書類を添付して会長の決裁を受けなければならない。結果を速やかに理事会で報告するものとする。

2 運用にかかる商品が満期になり、引き続き同種の商品で運用を行う場合にも、前項の規程に準じて事務処理を行わなければならない。

3 運用にかかる商品について、満期に至るまで継続することができない特別な事情が発生した時には、担当理事は速やかに会長と協議をし、適切な処置を講じなければならない。結果を理事会で報告するものとする。

（管理事務手続）

第7条 実施事業等の支出における取り崩しに当たっては、会長は原則として予算案に計上して理事会及び総会の議決を得なければならない。

2 予見し難い予算の不足の場合、会長は予算の流用をすることができる。会長は事後に理事会の承認を得なければならない。

3 その他理事会で補助が必要と認めた事業等については、予算案に計上した補助金額は総会の承認を経て決定する。

（補則）

第8条 この規程に定めるもののほか、資産の管理運用に関して必要な事項は、会長が定め、理事会の議決を経なければならない。

（改廃）

第9条 この規程の改廃は、理事会の議決を経なければならない。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人設

立の登記の日から施行する。

委員会規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、定款第44条に規定する委員会に関して必要な事項を定める。

（委員会設置）

第2条 この法人の事業を推進するために必要ある時は、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

2 設置委員会は、細則に定める。

（委員）

第3条 委員会委員は原則として正会員の中から推薦され、理事会の承認を経て会長が委嘱する。

2 理事会は新委員の選任に当たり、原則として3つ以上の委員を兼任しないように選定し、会長が委嘱する。

（委員長）

第4条 委員長は、委員の互選により推薦し、理事会の承認を経て会長が委嘱する。

（任期）

第5条 委員長の任期は、理事会の承認後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとし、引き続き2期までは再任を妨げない。

（記録）

第6条 各委員会委員長は、委員会開催の都度その議事を記録し、担当理事へ報告する。

（年次報告と予算案）

第7条 各委員会委員長は、定時会員総会開催に備え、委員会年次報告と次年度予算案を担当理事に提出する。

（改廃）

第8条 この規程の改廃は、理事会の承認を必要とする。

附則

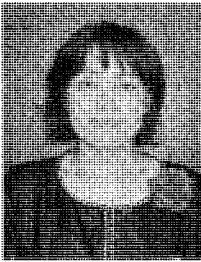
この規程及び細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定め

設置委員会細則（案）

- 以下の委員会を置く。
- I 役員選考委員会
- 本法人の役員候補者の選考に関わる業務を遂行する。
- II 企画委員会
- 本法人のセミナー等事業及び文化事業を企画・立案し、理事会の議を経て実行する。
- Ⅲ－A（事業等委員会）
1. 教育委員会
- 教育に関する調査研究を行い、その改善に資する。
2. 女性の地位委員会
- 女性の地位向上に関する調査研究を行い、情報の収集・発信及び提言・啓発を行う。
3. 社会福祉委員会
- 福祉に関する調査研究を行いその増進を図り、併せて社会福祉奨学金に関する事項を扱う。
4. 国内奨学委員会
- 国内の一般奨学金及び安井医学奨学金に関する事項を扱う。
5. 科学研究奨励委員会
- 守田科学研究奨励賞に関する事業をし、併せて科学教育の向上に努める。
6. 国際奨学委員会
- 国内において研究する外国人に提供する奨学金に関する事項を扱う。
7. 人材育成委員会
- 国際社会で活躍する人材育成及び国際会議等への派遣事業に関する事項を扱う。
8. 文化交流委員会
- 留学生等と日本文化を学ぶ事業を企画・実行する。
9. 国際委員会
- IFUW並びにその加盟団体との連絡を担当し、国際協力に関する活動を行う。
10. 国内NGO委員会
- 主に国内のNGOとの連絡事項を扱い、調査研究及び提言・啓発を行う。
- Ⅲ－B（業務等委員会）
1. 会員委員会
- 会員の増加を図り、会員原簿を管理して会員の状況を掌握し、会員活動を推進する。
2. 広報委員会
- 会報を編集し、会の目的並びに活動の広報に努める。
3. 情報委員会
- HPの管理並びに会員相互及び外部との情報交換・発信の拡充を図る。
4. 事業委員会
- 法人の収益等に資する事業を企画・実行する。
- 以上の他、各委員会は理事会が必要と認めた事項を取り扱うことができる。
- IV 特別委員会
- 理事会が必要と認めた場合に設置する。

天然物を基軸とする脳神経再生と癌克服
のためのケミカルバイオロジー研究

千葉大学大学院薬学研究院 准教授
荒井 緑



薬に対する天然物の貢献度は非常に高く、天から与えられた人知の及ばない化合物の構造は、今後も世の中の新薬に貢献していくと考えられる。私は天然物基盤活性化化合物の探索、創製の新しいスタイルとして、独自の反応開発、アッセイ開発を積極的に用いる研究を行った。1. 天然物を基盤とした化合物（天然物と天然物を基盤とした合成化合物）、2. 独自開発のタンパク質アッセイ、3. 迅速なスクリーニングのための細胞アッセイの三軸を中心に、神経再生医薬と新規がん医薬に繋がる化合物を創製した。

1. 神経幹細胞に作用する天然物様化合物の発見と創製

ヒト成人脳内で神経幹細胞が発見されてから、脳梗塞、アルツハイマーなどの脳疾患に対し、神経幹細胞を用いた再生医療が期待されている。しかし、神経幹細胞を活性化し神経細胞に効率的に分化させる化合物は未だに少ないままである。私は、神経幹細胞の分化に関わる遺伝子の転写を制御するbHLH転写因子群に着目し、それに作用する化合物を見いだした。タンパク質を固定化した磁気ビーズを用いて新規天然物を迅速に単離・構造決定する手法を初めて確立し、神経幹細胞の分化を抑制するbHLH転写因子Hes1に直接作用する阻害剤を世界で初めて見いだした。さらに、天然物の骨格を活かして多くの化合物を効率良く合成することを目指し、ヘテロ環置換基を有するフラボノイド誘導体の効率的な合成法を世界で初めて確立し、神経細胞選択的に神経幹細胞の分化を促進する化合物、すなわち再生医療の候補になり得る化合物を見いだした。

2. 癌細胞異常シグナル阻害作用を持つ天然物様化合物の発見と創製

ヘッジホッグ（Hh）シグナルやウイント（Wnt）シグナルは、種々の癌で異常亢進しているが、それらの阻害剤の報告例は少なく有効な医薬も開発されていない。私は所属研究室で発見された新規天然物の全合成と誘導体合成に成功し、大腸癌などで異常亢進しているWntシグナル阻害作用を持つ化合物へと展開した。また、多数の化合物を迅速かつ効率的に評価できる細胞アッセイを独自に構築し、天然物からIC50がサブμM以下の多くの強いHhシグナル阻害剤を見だし、その中に転写因子GLIの核移行を阻害する新規な作用メカニズムの阻害剤も発見した。

守田科学研究奨励賞受賞者論文概要

染色体安定性維持機構の研究
ー再生医療、癌治療への応用を目指してー

名古屋市立大学大学院医学研究科 講師
島田 緑

ヒトを含む真核細胞の遺伝情報を担うゲノムDNAは、細胞の代謝の際に生じる活性酸素などの内的要因や、放射線、紫外線、化学物質などの外的要因によって恒常的に損傷を受けている。このようなストレスに対して、真核生物が持つ複数の防御機構（細胞周期チェックポイント・DNA修復・アポトーシス・早期細胞老化）が協調的に働き、染色体を安定に保持している。ストレスに対する防御機構の破綻は、発癌や様々な遺伝子疾患の原因であることが分かっている。

私はこれまで染色体安定性維持機構に興味を持ち、以下の重要な研究成果を得た。(1) DNA損傷状態やDNA複製遅延などを監視し、異常が見つかれば細胞増殖を適切に停止する細胞周期チェックポイントの分子機構の解明に取り組んだ。その結果DNA複製補助因子RFCがRad17タンパク質と相互作用し、DNA損傷チェックポイントおよびDNA複製チェックポイントに重要な役割を持つことを明らかにした。(2)配偶子（ヒトでは精子や卵子）を形成する際の特殊な分裂である減数分裂過程において、相同染色体の組換え時に生じるDNA二本鎖切断の修復状態を監視するチェックポイント機構が存在することを示した。この減数分裂組換えチェックポイントは生存率の高い配偶子形成に重要であるため、この分子機構の解明は不妊や発達障害の原因究明および治療法の確立につながると思われる。(3)癌抑制因子Chk1がヒストン修飾を介して遺伝子発現の調節を担っていることを発表した。DNAを核内に収納する役割を担うヒストン分子は、染色体を構成する重要なタンパク質である。Chk1はヒストン分子の一つ、ヒストンH3の11番目のスレオニンをリン酸化し、細胞増殖を担う遺伝子の発現に重要な役割を持つことを示した。

現在は細胞増殖を抑制する作用を持つ細胞老化の分子機構を腫瘍細胞に導入し、腫瘍化防止技術として開発することを試みている。老化制御に着目した新しいシステム開発に挑戦し、造腫瘍抑制技術の確立により再生医療実現化や、新たながん治療の標的、がんの診断マーカーを生み出すことを将来的な目標としている。

《理事会から》

- 第55回通常総会は2012年5月13日（日）東京の都市センターホテルにて開催されます。
- 2011年セミナーは10月15日（土）・16日（日）国立女性教育会館で行われます。
- 人材育成委員会が理事会で承認されました。委員名簿を3面に掲載しております。
- 会費納入のお願い
今年度の会費未納の方はお早めにお納め下さい。

東日本大震災災害地支援事業報告

特設委員会委員長 高田 武子

6月の理事会で東日本大震災災害地支援事業として取り組む特設委員会が発足し、高校生への奨学金支援が決定し募集が始まった。募集に当たり、出来るだけ現地の状況を配慮した内容とするため、宮城県教育委員会、仙台市教育委員会に助言をいただき、状況把握に努めた。その結果、対象者は宮城県内の保護者を失った生徒（孤児・遺児）に、保護者に生活上支障を生じている生徒も含むこと、また高校卒業後さらに進学する生徒には、2年間の支給延長、最長5年間とすることなど、他の奨学制度には無いJAUWの特徴となり、各教育委員会からは歓迎されるに至った。

奨学金には総額約500万円を予定し、2011年度～2017年度まで実施する。また、本年度に限り、9月から支給開始するため、7月4日、特設委員3名で宮城県・市教育委員会を訪問、県内・市内の各高校への募集要項の配布を依頼した。

その後、市内の被災地へ足を向けることとなった。中心部から車で10分もすると、そこには、根こそぎ倒された大木、車、船、瓦礫などが田畑に散乱し、美しい松林のはずの広い海岸は、いくつもの瓦礫処理の山が重なり合い、ダンブカーが激しく往来する被災地の景色があった。主のいない家の周りは、夏草が生い始め、そこには健気にも凜と花が咲いていた。この生命力、生き抜く力があれば、と遠くに感じた復興を近くに思えた一瞬であった。

会員の皆様と心を共にし、応援を送りたいと思います。

《支部だより》

京都支部長 亀田 和代

新旧パワーで頑張っています

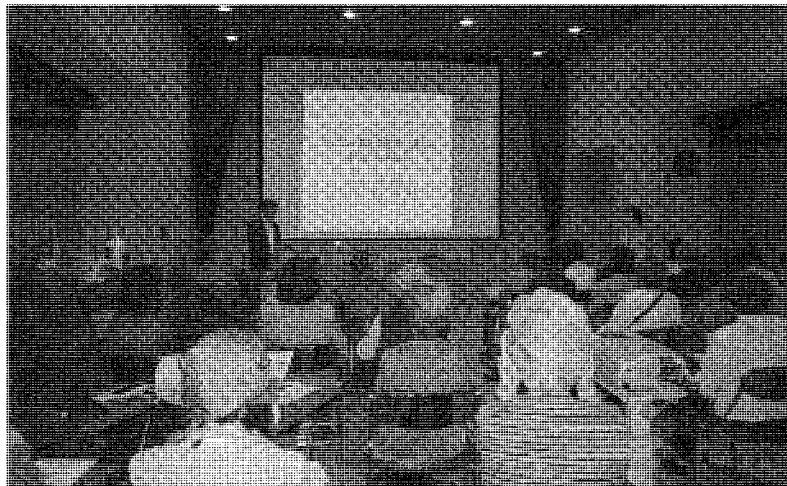
京都支部は創立以来63年が過ぎました。会員には正に60年余をJAUWの活動と共に歩んで来られた方が何人かいらっしゃいます。中でも今年99歳の白寿を迎えられた高橋千夏様、90歳の卒寿をすでに半年前に迎えられました西芳子様のお二人は今もお元気で例会に出席くださっています。京都支部誕生以来60年余りの支部の活動を支えてくださいましたことは感謝あるのみでございます。お二人は支部の活性化になくてはならない原動力です。会員が減少する中でいつまでもお元気で見守ってくださいることを願っています。

今年度の支部の活動方針ですが「ワーク・ライフ・バランス」と共に、今年度のシンポジウムのテーマである「改めて問う、『国際社会と連携するNGO活動』とは」についても考えて参りたいと思っています。いくつかの支部が取り組んでいる全員参加型の組織編制も参考にさせていただき、先ずは全国総会、セミナー、支部例会への出席と問題意識の喚起



林原美術館で1列に並んで楽しい思い出

岡山通常総会見学ツアー



オリент美術館での講義風景



(左) 99歳の白寿を迎えられた高橋千夏会員と
(右) 90歳の卒寿の西芳子会員ー2010年1月30日ー



青木会長（中央）、両受賞者を囲む関係者（2011年6月4日）

第13回 大学女性協会
守田科学研究奨励賞
贈呈式

科学研究奨励委員会委員長 岩村道子

第13回守田科学研究奨励賞の贈呈式が、6月4日にアルカディア市ヶ谷でおこなわれた。受賞者は、千葉大学大学院薬学研究院准教授の荒井緑博士（生物有機化学）と名古屋市立大学大学院医学研究科講師の島田緑博士（細胞生物学）である。

荒井博士は1995年に東京大学薬学部を卒業、2000年に東京大学大学院薬学系研究科博士課程を修了し学位（博士（薬学））を得られている。米国Harvard大学博士研究員などを経て2006年に千葉大学大学院薬学研究院助教に就任され、2007年より同研究院准教授とされている。

島田博士は1998年に大阪市立大学理学部生物学科を卒業、2003年に大阪大学大学院理学研究

科博士後期課程を修了し学位（博士（理学））を取得されている。名古屋市立大学大学院医学研究科の特別助教を経て2009年に同研究科特任講師、2010年に講師とされている。

賞の授与に引き続き、両博士の受賞講演がおこなわれた。受賞者の研究はいずれも再生医療、がん治療を目標とするものであったが、両受賞者は研究の対象やアプローチの違いをわかりやすく説明された。祝賀会では、第12回守田賞受賞者の小根山千歳、小林かおり両博士から祝辞とご自身の近況報告を頂戴した。

2011年度 （社）大学女性協会国内奨学生募集要項

大学女性協会国内奨学金は、優秀な女子学生に学資を給付し、その勉学と研究活動を奨励することを目的として、会員その他の寄付によって1948年に設立されたものである。本奨学金は一般奨学金・社会福祉奨学金・安井医学奨学金の3部門からなる。なお一般奨学生および社会福祉奨学生から、女性、教育、国際協力分野の研究を行う者1名をホームズ奨学生とする。

ホームズ奨学金は、大学女性協会の創立に貢献されたアメリカ人ルル・ホームズ女史を記念して1952年に設立されたものである。安井医学奨学金は、医師安井潤氏のご遺族による寄付を基に、1991年に設立されたものである。

I 応募資格

- 一般奨学生 文部科学省の認可する大学の大学院に在籍1年以上の女子学生で、学業人物ともに優れた者。
- 社会福祉奨学生 文部科学省の認可する大学の学部・大学院に在籍1年以上の女子学生で、身体に障害があり、かつ学業人物ともに優れた者。
- 安井医学奨学生 文部科学省の認可する大学の大学院に在籍1年以上の女子学生で、医学・薬学を専攻し、かつ学業人物ともに優れた者。

備考 1 大学から各部門1名ずつ応募することができる。
過去に当協会の奨学金を支給された者は、再度応募することはできない。
在籍年数に休学期間は含まない。

II 支給額及び募集人数

- 一般奨学生 大学院生 20万円 6名
- 社会福祉奨学生 学部生 10万円
- 大学院生 20万円 学部生、大学院生合わせて3名以内
- 安井医学奨学生 大学院生 30万円 1名

備考 応募状況により奨学生人数を変更することがある。
奨学金は1回限りである。

III 提出書類

- (1) 履歴書（写真貼付）
- (2) (社)大学女性協会国内奨学生推薦書
・記入者は在籍する大学の学長・学部長・学科長・指導教員のいずれかであること。
- (3) 研究・勉学の内容について
・大学院生は様式A
・学部生は様式B
- (4) 研究および活動業績リスト
・大学院生のみ
- (5) 学業成績証明書
・在籍する（直近に在籍した）大学院（学部生は大学）のもの
- (6) 身体障害状況調査書と身体障害者手帳の写し
・社会福祉奨学生のみ

備考 (1) (2) (3) (4) (6) は、所定の様式に従う。
ホームページよりダウンロードできる。

IV 応募方法および締切り

応募者は、応募書類を在籍大学へ提出する。
大学は一括して2011年9月2日（金）（当日消印有効）までに、東京都ならびに本協会支部が設置されていない県の大学は本協会本部に、支部が設置されている道府県の大学は当該支部に応募書類を提出すること。

V 結果通知

応募者を選考し、結果を本人・大学学長・推薦支部長に2011年11月末日までに通知する。

VI その他の留意事項

- (1) 一般奨学金、社会福祉奨学金、安井医学奨学金を授与された者は2013年3月31日までに本協会会長宛に「研究成果報告書」を提出すること。
- (2) 国内奨学金贈呈式は2012年1月の予定。（詳細は後日通知する）
- (3) 東日本大震災被災者は、その旨を履歴書・自己紹介書に記載することができる。
- (4) 不明の点は当協会又は当該支部に照会のこと。

社団法人 大学女性協会
会 長 青木 怜子
国内奨学委員長 岡部 佳世
社会福祉委員長 縄田真紀子

〒160-0017 東京都新宿区左門町11番地6の101
TEL 03-3358-2882 FAX 03-3358-2889
e-mail : jauw@jauw.org
ホームページ http://jauw.org/

第14回 大学女性協会守田科学研究奨励賞

受賞候補者募集要項

趣 旨：本賞は、化学教育者・故守田純子氏から遺贈された資金をもとにして、自然科学を専門とする女性科学者の研究を奨励し、科学の発展に貢献する人材を育成することを目的として、1998年に設けられたものです。

対 象：自然科学分野において、優れた研究成果をあげており、科学の発展に貢献することが期待される40歳未満（応募締切日現在）の女性科学者を対象とします。

授賞件数：年2件以内

賞状および副賞50万円を贈呈します。

提出書類：1. 研究題目とその概要、今後の展望および抱負（A4判2頁以内）
2. 推薦状
3. 履歴書（写真貼付）
4. 研究業績リスト
5. 主要な論文別刷り5編以内、それぞれ3部（論文別刷りはコピーでも可、返却しません）

応募締切日：2011年11月30日（水）（必着）

書類送付先・連絡先：社団法人 大学女性協会

〒160-0017 東京都新宿区左門町11番地6-101
Tel : 03-3358-2882 Fax : 03-3358-2889
http://www.jauw.org e-mail : jauw@jauw.org



UWA 総会延期のお知らせ

6月29日 人材育成委員会

2011年11月18日～20日まで開催予定のUWA総会は、開催地バンコクの政治状況が不安定のため、下記のように延期となりましたのでお知らせいたします。
来年の多数のご応募、お待ちしております。

日 時：2012年11月16日～18日

開催地：バンコク

問合せ先：大学女性協会本部

〒160-0017 新宿区左門町11番地6の101

TEL : 03-3358-2882

e-mail : jauw@jauw.org

新入会員（理事会承認）

2011年4月～7月

新潟支部 高橋 令子
栃木支部 熊谷 律子
東京支部 川原田 美代子
愛知支部 加藤 いつみ
金沢支部 高 長 美津子
京都支部 野口 久美子
神戸支部 稲谷 淳子
岡山支部 西川 順子
万波 敬子

2010年度 社団法人 大学女性協会収支決算報告書

収 支 計 算 書

2010年4月1日から2011年3月31日まで

貸 借 対 照 表

平成23年(2011年)3月31日現在

(単位:円)

(単位:円)

科 目	予 算	決 算	差 異	備 考
事業活動収支の部				
【事業活動収入】				
基本財産運用収入	350,000	169,671	180,329	
特定資産運用収入	120,000	64,904	55,096	
入会金収入	40,000	30,000	10,000	
会費収入	10,097,000	8,742,800	1,354,200	
本部会費収入	7,500,000	6,198,000	1,302,000	1033口
賛助会員収入	90,000	60,000	30,000	
支部会費収入	2,507,000	2,484,800	22,200	
事業収入	5,266,000	5,753,492	△487,492	
参加費収入	853,000	823,256	29,744	シンポジウム、講演会、報告会等
新春のつどい参加費	800,000	919,000	△119,000	
会員事業活動収入	1,200,000	712,997	487,003	本部財務委員会
全国総会事業収入	510,000	555,000	△45,000	
支部総会事業収入	392,000	360,592	31,408	
その他の行事参加費収入	1,511,000	2,382,647	△871,647	
補助金等収入	240,000	190,900	49,100	
寄付金収入	1,221,000	985,747	235,253	
雑収入	680,310	599,643	100,667	
利息収入	30,310	11,133	19,177	
雑収入	650,000	568,510	81,490	
【事業活動収入 計】	18,014,310	16,517,157	1,497,153	
【事業活動支出】				
事業費	24,035,970	21,470,543	2,565,427	
奨学金	5,291,000	4,925,609	365,391	
奨励金	1,000,000	1,020,000	△20,000	
助成金	700,000	683,372	16,628	
負担金(IFUW会費等)	2,178,000	1,764,318	413,682	IFUW会費、1100名
調査研究費	765,800	320,710	445,090	
会議費	2,946,500	2,764,674	181,826	
会場費	1,751,660	1,898,719	△147,059	
旅費交通費	1,621,500	1,604,295	17,205	
給料手当	1,100,000	835,213	264,787	
臨時雇賃金	100,000	33,000	67,000	
退職給付金	150,000	150,000	0	
福利厚生費	90,000	40,150	49,850	
通信運搬費	1,060,100	1,025,403	34,697	
消耗什器備品費	872,000	793,817	78,183	
印刷製本費	2,338,800	1,908,645	430,155	
諸謝金	1,222,000	735,505	486,495	
消耗什器備品費	10,000	26,300	△16,300	
支払寄付金	140,000	191,697	△51,697	
光熱水料費	100,000	65,819	34,181	
支払負担金(修繕費など)	132,000	162,600	△30,600	

科 目	予 算	決 算	差 異	備 考
諸会費 (NGO・その他)	126,000	233,000	△107,000	
雑費	472,610	287,697	184,913	
管理費	4,351,200	4,116,829	234,371	
給料手当	700,000	821,713	△121,713	
臨時雇賃金	100,000	33,000	67,000	
退職給付金	150,000	150,000	0	
福利厚生費	90,000	40,152	49,848	
会議費	55,000	131,324	△76,324	
旅費交通費	950,000	1,233,140	△283,140	
通信運搬費	900,000	549,457	350,543	
消耗什器備品費	150,000	19,782	130,218	
消耗品費	400,000	384,737	15,263	
修繕費	50,000	27,200	22,800	
印刷製本費	100,000	104,650	△4,650	
光熱水料費	40,000	65,816	△25,816	
保険料	3,000	3,060	△60	
諸謝金	120,000	120,000	0	
租税公課	170,000	161,200	8,800	
支払負担金	193,200	162,600	30,600	
図書・資料購入費	10,000	5,018	4,982	
雑費	170,000	103,980	66,020	
【事業活動支出 計】	28,387,170	25,587,372	2,799,798	
事業活動収支差額 (A)	△10,372,860	△9,070,215	△1,302,645	
投資活動収支の部				
投資活動収入				
特定資産取崩収入	9,519,900	7,742,554	1,777,346	
投資活動支出				
特定資産取得支出	770,000	497,332	272,668	
投資活動収支差額 (B)	8,749,900	7,245,222	1,504,678	
当期収支差額 (A) + (B)	△1,622,960	△1,824,993	202,033	
前期繰越収支差額	15,000,000	15,804,527	△804,527	
次期繰越収支差額	13,377,040	13,979,534	△602,494	

収支計算書に対する注記

1. 資金の範囲

資金の範囲には現金、預金、郵便振替を含めている。
なお、前期末および当期末残高は下記2に記載するとおりである。

2. 次期繰越収支差額の内容は次のとおりである。

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期末残高
現 金	4,723,892	2,496,366
預 金	9,109,345	10,597,458
郵 便 振 替	1,971,290	885,710
合 計	15,804,527	13,979,534
次期繰越収支差額	15,804,527	13,979,534

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資 産 の 部			
1 流 動 資 産			
金	2,496,366	4,723,892	△2,227,526
現 預 金	10,597,458	9,109,345	1,488,113
郵便振替	885,710	1,971,290	△1,085,580
流 動 資 産 合 計	13,979,534	15,804,527	△1,824,993
2 固 定 資 産			
(1)基 本 財 産			
事業基金	44,600,000	44,600,000	0
ホームズ基金	2,000,000	2,000,000	0
国際奨学金基金	40,000,000	40,000,000	0
基 本 財 産 合 計	86,600,000	86,600,000	0
(2)特 定 資 産			
セミナー・研究等活動資金	10,054,830	10,041,034	13,796
セミナー準備積立金	0	800,329	△800,329
国内奨学金	6,617,259	8,358,906	△1,741,647
安井医学奨学金	5,146,065	5,438,565	△292,500
ホームズ奨学金	325,119	323,828	1,291
守田科学研究奨励金	21,963,124	23,149,011	△1,185,887
国際奨学金	11,718,647	13,600,206	△1,881,559
若手会員育成金	4,044,560	4,444,915	△400,355
支部事業活動準備金	5,748,572	6,516,660	△768,088
退職給付積立金	0	190,334	△190,334
事務所修繕積立金	400,890	400,500	390
特 定 資 産 合 計	66,019,056	73,264,278	△7,245,222
(3)そ の 他 固 定 資 産			
土地建物	36,400,024	36,400,024	0
什器・備品	11,949,576	12,230,376	△280,800
電話加入権	350,000	400,000	△50,000
0	0	10,000	△10,000
そ の 他 固 定 資 産 合 計	48,699,600	49,040,400	△340,800
固 定 資 産 合 計	201,318,656	208,904,678	△7,586,022
資 産 合 計	215,298,190	224,709,205	△9,411,015
II 負 債 の 部			
1 流 動 負 債			
流 動 負 債 合 計	0	0	0
2 固 定 負 債			
退職給付引当金	0	190,334	△190,334
事務所修繕引当金	400,500	400,500	0
固 定 負 債 合 計	400,500	590,834	△190,334
負 債 合 計	400,500	590,834	△190,334
II 正 味 財 産 の 部			
一 般 正 味 財 産 の み			
一 般 正 味 財 産 合 計	214,897,690	224,118,371	△9,220,681
(うち基本財産への充当額)	(86,600,000)	(86,600,000)	0
(うち特定資産への充当額)	(66,019,056)	(72,673,444)	△6,654,388
正 味 財 産 合 計	214,897,690	224,118,371	△9,220,681
負 債 及 び 正 味 財 産 合 計	215,298,190	224,709,205	△9,411,015

2011年度 社団法人 大学女性協会収支予算書（正味財産増減計算書ベース）

(2011年4月1日から2012年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考	科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部					諸 謝 金	1,302,000	1,222,000	80,000	
1 経 常 増 減 の 部					支 払 負 担 金	2,155,900	2,178,000	△22,100	含む IFUW 分担金170万円
(1)経 常 収 益					支 払 助 成 金	0	700,000	△700,000	
基 本 財 産 運 用 益					支 払 寄 付 金	30,000	140,000	△110,000	
基 本 財 産 受 取 利 息	250,000	350,000	△100,000		支 払 奨 学 金	4,876,000	5,291,000	△415,000	
特 定 資 産 運 用 益					支 払 奨 励 金	1,015,000	1,000,000	15,000	
特 定 資 産 受 取 利 息	180,000	120,000	60,000		調 査 研 究 費	1,008,000	765,800	242,200	
受 取 入 会 金	30,000	40,000	△10,000	1000×30口	諸 会 費	79,000	126,000	△47,000	
受 取 取 組 費					図 書 ・ 資 料 購 入 費	27,000	35,000	△8,000	
本 部 会 費	7,020,000	7,500,000	△480,000	6000×1170口	雑 費	416,520	472,610	△56,090	
賛 助 会 員 会 費	60,000	90,000	△30,000	6000×10口	管 理 費				
支 部 会 費	2,518,500	2,507,000	11,500		給 料 手 当	412,500	700,000	△287,500	註
事 業 収 益					臨 時 雇 賃 金	0	100,000	△100,000	
セ ミ ナ ー 等 事 業 収 益	450,000	563,000	△113,000	3000×150名	退 職 給 付 金	0	100,000	△100,000	
シ ン ポ ジ ム ・ 講 演 会 ・ 講 座 事 業 収 益	340,000	150,000	190,000		福 利 厚 生 費	0	90,000	△90,000	
国 際 奨 学 金 事 業 収 益	50,000	50,000	0		会 議 費	10,000	55,000	△45,000	
表 彰 事 業 (守 田 科 学 奨 励 金) 収 益	90,000	90,000	0		会 場 費	50,000	0	50,000	
会 員 事 業 活 動 収 益	1,110,000	1,200,000	△90,000		旅 費 交 通 費	1,200,000	950,000	250,000	
新 春 の つ ど い 事 業 収 益	780,000	800,000	△20,000		通 信 運 搬 費	150,000	900,000	△750,000	
留 学 生 日 本 文 化 を 学 ぶ 会 事 業 収 益	50,000	200,000	△150,000		減 価 償 却 費	70,200	95,800	△25,600	註
総 会 事 業 収 益					消 耗 什 器 備 品 費	25,000	150,000	△125,000	註
本 部 総 会 事 業 収 益	600,000	510,000	90,000	3000×200名	消 耗 品 費	350,000	400,000	△50,000	
支 部 総 会 事 業 収 益	245,000	392,000	△147,000		修 繕 費	100,000	50,000	50,000	
そ の 他 の 行 事 参 加 費 収 益	1,291,000	1,311,000	△20,000		印 刷 製 本 費	100,000	100,000	0	
受 取 補 助 金 等					光 熱 水 料 費	30,000	40,000	△10,000	註
受 託 事 業		80000	△80,000		保 險 料	3,000	3,000	0	
補 助 金 収 益	100,000	160000	△60,000		諸 謝 金	220,000	120,000	100,000	
受 取 負 担 金	0	0	0		租 税 公 課	40,000	170,000	△130,000	註
受 取 寄 付 金	531,000	1,221,000	△690,000		支 払 負 担 金	81,300	193,200	△111,900	
雑 収 入					図 書 ・ 資 料 購 入 費	10,000	10,000	0	
受 取 利 息	23,725	30,310	△6,585		雑 費	150,000	170,000	△20,000	
そ の 他 収 益	390,000	650,000	△260,000		経 常 費 用 計	27,707,820	28,602,970	△895,150	
経 常 収 益 計	16,109,225	18,014,310	△1,905,085		当 期 経 常 増 減 額	△11,598,595	△10,588,660	△1,009,935	
(2)経 常 費					2. 経 常 外 増 減 の 部				
事 業 費					(1)経 常 外 収 益				
給 料 手 当	1,237,500	1,100,000	137,500	註	経 常 外 収 益 計				
臨 時 雇 賃 金	0	100,000	△100,000		(2)経 常 外 費 用				
退 職 給 付 金	0	100,000	△100,000		経 常 外 費 用 計				
福 利 厚 生 費	0	90,000	△90,000		当 期 経 常 外 増 減 額				
会 議 費	2,887,000	2,946,500	△59,500		他 会 計 振 替 額				
会 場 費	1,908,000	1,751,660	156,340		当 期 一 般 正 味 財 産 増 減 額	△11,598,595	△10,588,660	△1,029,935	
旅 費 交 通 費	2,134,000	1,621,500	512,500		一 般 正 味 財 産 期 首 残 高	212,405,687	220,395,690	△7,990,003	
通 信 運 搬 費	1,759,300	1,060,100	699,200		一 般 正 味 財 産 期 末 残 高	200,807,092	209,808,030	△9,000,938	
減 価 償 却 費	210,600	185,000	25,600	註					
消 耗 什 器 備 品 費	100,000	10,000	90,000	註	II 指 定 正 味 財 産 増 減 の 部				
消 耗 品 費	1,051,000	872,000	179,000		当 期 指 定 正 味 財 産 増 減 の 部				
修 繕 費	0	0	0		指 定 正 味 財 産 期 首 残 高				
印 刷 製 本 費	1,915,000	2,338,800	△423,800		指 定 正 味 財 産 期 末 残 高				
光 熱 水 料 費	90,000	100,000	△10,000	註					
租 税 公 課	120,000	0	120,000	註	III 正 味 財 産 期 末 残 高	200,807,092	209,808,030	△9,000,938	
研 修 費	384000	0	384,000						